

# 公益財団法人ニッセイ聖隷健康福祉財団 介護福祉士等養成奨学金規程

## 第1章 総則

### 第1条 (奨学生の資格)

公益財団法人ニッセイ聖隷健康福祉財団（以下「財団」）の奨学生となるものは、介護福祉士・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士（以下、「介護福祉士等」）を養成する指定学校等に在学（入学予定者を含む）し、介護福祉士等の就職を志す者であり、学業、人物ともに優秀で、かつ健康であって、学資の支弁が困難と認められるものでなければならない。

### 第2条 (奨学生の支給額及び交付期間)

1. 奨学生に交付する奨学金の種類については、返済義務のない給付方式とする。
2. 金額については、1人あたりの年間支給額は240,000円を上限とする。
3. 交付期間は、最長、奨学生として採用されてから正規の最短修行年限の終期までとする。
4. その具体的な金額及び交付期間に関しては、別途定める「奨学金助成運営細則」による。

## 第2章 奨学生の採用と奨学金の交付

### 第3条 (奨学生願書及び奨学生推薦書の提出)

奨学生志願者は、財団あての奨学生願書に在学する学校の推薦書及び在学証明書を添付して提出するものとする。

### 第4条 (奨学生の採用)

- 1 奨学生の採用は、理事会で決定された年間計画人数を、奨学生選考委員会の選考を経て常任役員会で協議し、理事長が決定する。
- 2 結果通知は、在学する学校及び本人宛に通知する。
- 3 奨学生として採用された者は、前項の通知を受けた日から14日以内に誓約書を財団あて提出しなければならない。
- 4 奨学生として採用された者が、交付期間までにおいて、第1条に定める資格を喪失した場合、採用を取り消すものとする。

### 第5条 (奨学生選考委員会)

1. 奨学生選考委員会の委員は、常任役員会協議を経て理事長が決定した専務理事または常

務理事から1名、業務執行理事1名、外部学識者1名を含む計5名以上7名以内で構成する。

2. 選考委員の任期は1年とし、再任を妨げない。
3. 委員会には、会議の議長となる選考委員長1名をおき、選考委員から互選により選任する。
4. 委員会の会議は、必要に応じて、専務理事または常務理事が招集する。
5. 委員会は、選考委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
6. 委員会の決議は、出席した委員のうち過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。
7. 選考委員は、自己が志願者と特別の利害関係がある議案の審議および議決に加わることができない。
8. 奨学生選考委員会の審議については、議事録を作成する。

#### 第6条（奨学金の交付）

- 1 奨学金の交付は、一括もしくは年2回に分けて交付するものとする。
- 2 奨学金の交付は、直接本人に送金して行うものとする。

#### 第7条（学業成績及び生活状況の報告）

奨学生は、毎年度末、学業成績書等を財団あて提出しなければならない。

#### 第8条（異動届出）

奨学生は、次の各号の一に該当する場合は、ただちに届け出なければならない。

- (1) 休学、復学、転学、留学、留年もしくは退学したとき
- (2) 停学、その他の処分を受けたとき
- (3) 本人の氏名、住所その他重要な事項に変更があったとき

#### 第9条（奨学金の交付の休止及び停止）

奨学生が次の各号に該当する場合には、奨学金の交付を休止もしくは停止する。（休止とは、奨学金の支給期間を延期することをいう。停止とは奨学金を支給しないことをいう。）

- (1) 停学処分を受けたとき
- (2) 成績が著しく不良のとき
- (3) 傷病などのために卒業の見込みがなくなったとき
- (4) 奨学生として、相応しくない行為があったとき
- (5) その他奨学金交付の目的を達成する見込みが無くなったと認められるとき

#### 第10条（奨学金の復活）

前条の規定により奨学金の交付を休止または停止された者が、その事由が止んで願い出たときは、奨学金の交付を復活することがある。

#### 第11条（奨学金の交付の廃止）

奨学生が次の各号に該当する場合には、奨学金の交付を廃止する。

- (1) 退学したとき
- (2) 死亡したとき
- (3) 第8条により休止または停止を決定した事案のなかで、一定期間経過したとき
- (4) 第8条により休止または停止を決定した事案のなかで、特に悪質と認められるとき

#### 第12条（奨学金の返還）

第10条の規定により、奨学金の交付を廃止すると決定された者は、原則として、別に定める「奨学金助成運営細則」に基づき、全部または一部を返還しなければならない。

#### 第13条（奨学金の辞退）

学資の支弁が困難であるという事由がなくなった場合、奨学生はいつでも奨学金の辞退を申し出ることができる。

### 第3章 補則

#### 第14条（実施細目）

この規程の実施について必要な事項は、別に定める「奨学金助成運営細則」に基づき実施する。規程・細則に定めるもののほか、必要な事項は、常任役員会で協議し、理事長が定める。

#### 第15条（規程の変更）

この規程を変更しようとするときは、公益財団法人ニッセイ聖隷健康福祉財団常任役員会を経て理事長が決定する。

#### 付則

平成元年 7月 4日 施行

平成12年 4月 1日 改訂

平成16年 6月21日 改訂

平成22年 4月 1日 改訂

平成31年 2月27日 改定

2022年 11月16日 改定

2023年 3月8日 改定